

融資残の自己負担部分に対して助成します

融資を活用して、農業用機械・施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の10分の3までを上限として助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額(1,000万円)の10分の3となる300万円の範囲内で助成します。

※助成率は、整備費に占める融資率や地域農業の構造改革に関する目標、担い手の経営改善に関する目標等を勘案して定められた助成限度率の範囲内となります。また、最大の助成限度率は、3/10となっています。

人材の確保を行う場合



6. 就農希望者を雇いたい



新規就農者を雇用する農業者を支援します

新規就農を希望する者と農業者とのマッチングを行うための就業相談会を開催します。

また、農業者が、就農希望者に対して実践的な農業技術や経営ノウハウを習得するための研修を行う場合、最大で月9万7千円を12ヶ月間助成します。

助成金を受けるためには、就農希望者と賃金に関する取り決めを行い、保険（雇用・労災）に加入することなどの要件を満たす必要があります。また、平成21年度までに研修を開始する必要があります。

知っていますか？ 個人住民税の特別徴収！

社長、ご存知でしたか？
個人住民税は「特別徴収」として社員の給料から天引きしなければいけないそうです。我が社では所得税しか天引きしてませんでしたね。



本来、すべての会社などでは個人住民税を特別徴収（給料から天引き）して、社員に代わって納税することになっています。

県と全市町村では、会社などによる個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでいます。特別徴収を行っていない会社などは、至急、特別徴収への切替えをお願いします。個人住民税はみなさまの暮らしに直接関わる、県と市町村の重要な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、同封しました資料をご覧下さい。

問い合わせ

■岐阜県総務部税務課（磯野）

☎ 058-272-1111 内線(2194)

岐阜アグリ vol.4

平成20年度

マネージメント通信

■編集・発行 岐阜県担い手育成総合支援協議会
岐阜市薮田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階 ☎ 058-268-2527

担い手の皆様へのご案内

岐阜県担い手育成総合支援協議会では、担い手の皆様方に役立つ様々な支援策を実施しております。21年度予算においても、認定農業者、集落営農組織の皆様方に対しては、これまで以上に、充実した支援策があります。

今回の号では、その主な支援策について紹介致しますので、皆様方の目的・用途に応じて、是非ご活用下さい。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

問い合わせ

■岐阜県担い手育成総合支援協議会
岐阜県農業会議 担い手支援課（田口、堀口）

☎ 058-268-2527

経営の質の向上を図る場合



1. 経営上の課題を解決したい



経営能力の向上を図るための講座を開催します

県担い手協議会が委嘱している税理士、社会保険労務士等のスペシャリストによる講座を無料で受講することができます。

H21年度
開催予定講座

- 農業簿記・パソコン農業簿記講座
- 農業経営法人化講座

- 農業者のための税金講座
- 認定農業者制度活用講座

経営診断を行います。また、専門家が個別の課題に応じて助言します

地域の手協議会が、青色申告書等をもとに経営診断を行い、その結果に応じて、税理士、中小企業診断士など専門家が課題解決に向けた助言を行います。



2. 農業経営を法人化したい

法人化に必要な様々な手続などを支援します

経営の法人化に当たって、法人設立準備段階、法人設立時に必要となる専門家への相談料や諸手続に要する経費などについて支援します。

さらに、法人設立後も、1年目の決算時までは、事業計画の見直しなどに関する専門家への相談に要する経費などについて支援します。

認定農業者が法人化した場合：6万円を上限に活動経費を助成

集落営農組織が法人化した場合：10万円を上限に活動経費を助成



規模の拡大を図る場合



3. 農地をまとめて規模拡大したい



農地を面的にまとめて集積する場合、その集積された面積に応じて交付金を交付します

農地の所有者から委任・代理等を受けて農地を集める組織が、認定農業者等に農地を面的に集積した場合、その面積に応じて、国から10a当たり最大8,000円の交付金を交付します。また、面的に集積された農地を効率的に利用するため、小規模な基盤整備に必要な経費を、面的集積された農地の割合に応じて助成します（最大10／10）。



4. 農地の規模拡大を円滑に進めたい



農地の利用調整に関する相談に応じます

地域の手協議会が、農地の利用調整の希望に応じた農地の情報を提供します。また、農用地の出し手の掘り起こし、権利関係の調整、所有者等との同意の取付け等の様々な調整活動を行います。

機械・施設の導入を行う場合



5. 機械・施設の導入コストを下げたい



リース料の一部を助成します

1

認定農業者が、農業経営改善計画に沿って農業用機械・施設をリース方式で導入する場合の支援

▶助成内容：リース料の13%（上限250万円）

2

認定農業者が、農業経営改善計画に沿って農業経営の法人化や経営規模の拡大等を図る場合の支援

▶助成内容：リース料の最大3／10

法人化支援タイプ

法人化を契機として新規事業拡大を図るために必要な農業機械等のリース料の支援



規模拡大支援タイプ

土地利用型農業において、先進モデル的な栽培技術を導入しつつ、経営規模の拡大等を図るために必要な農業機械等のリース料の支援



3

認定農業者等が、地域内の農地の利用集積、団地化するのに必要な農業用機械、施設をリース方式で導入する場合の支援

▶助成内容：リース料の1／4以内（上限500万円）

4

集落営農組織が、規模拡大等に必要な農業用機械・施設をリース方式により導入する場合の支援

▶助成内容：リース料の1／2以内（上限500万円）